

行方市告示第133号

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月11日

行方市長 高須敏美

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茨城県が定める令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項(以下「県要項」という。)に基づき、県要項別表1のメニュー欄に掲げる有機JAS認証取得支援事業(以下「支援事業」という。)を実施する者に対して、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金(以下「補助金」)を交付することに關し、行方市補助金等交付規則(平成17年行方市規則第36号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体等)

第2条 補助金交付の対象となる事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

2 県要項及び本告示に基づき交付される補助金は、支援事業以外に流用してはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度行方市いばらきオーガニックスステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に關係書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 事業実施主体は、当該補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更(補助事業費の30%以内の増減その他軽微な内容変更を除く。)し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により事業実施主体に通知するものとする。

3 事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となつたときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(軽微な変更)

第6条 軽微な変更は、別表第2に掲げる重要な変更以外の変更とする。

(概算払)

第7条 市長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定した金額の全部又は一部の金額を概算払することができる。

2 事業実施主体は、概算払を受けようとするときは、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書

兼請求書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第1項に規定する実績報告書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けて、当該補助金のうち仕入に係る消費税等相当額を市に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金確定通知書(様式第8号)により事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還は、所長の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第5条第1項の規定による当該補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業実施主体が県要領に規定する要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 事業実施主体が、法令、この告示又は法令若しくはこの告示に基づく市長の处分若しくは指示に違反した場合
- (3) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 事業実施主体が、当該補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、当該補助事業の全部又は一部を継続す

ることができなくなった場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 市長は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第9条第3項の規定を準用する。

(財産処分の制限)

第11条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得した財産については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過したときはこの限りでない。

(証拠書類の保存)

第12条 事業実施主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した翌年度から起算して5年間(当該財産の処分制限期間が5年を超える場合は、その処分制限期間)保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年5月21日から適用する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した補助金に係る第10条から第12条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1(第2条関係)

事業実施主体	県要項別表1メニュー欄に掲げる6の事業であり、その事業実施主体欄に掲げる要件を全て満たす者
補助対象経費	<p>補助対象経費は次に掲げるとおりとする。ただし、(1)については、単独の申請は補助対象とならない。</p> <p>(1) 有機JAS講習会受講に係る経費 補助対象経費は、講習会の受講料(教材費を含む。)の実費のみとする。(交通費及び宿泊費は対象外とする。)</p> <p>(2) 有機JAS認証費用に係る経費 補助対象経費は以下のとおりとする。</p> <p>ア 認証事務に要する経費(申請費、書類審査費、判定費及び証明書発行費等)</p> <p>イ ほ場実地検査に係る費用(検査員旅費を含む。ただし、宿泊費は対象外とする。)</p> <p>ただし、事業の実施に必要なものであっても、入会費、年会費、運営協力費、JASマークシール発行費、認証書英語版発行費、認証事項公表費、年間維持管理費、振込手数料及び郵送料等、有機JAS認証を取得する上で必須とは判断されない経費については、補助対象外とする。</p>
補助率等	<p>(1) 有機JAS講習会受講に係る経費の補助率 補助率は定額とする。</p> <p>(2) 有機JAS認証費用に係る経費の補助率 補助率は定額とする。</p> <p>(3) 上限額 (1)の補助金の上限額は、1事業実施主体あたり10,000円とする。 (2)の補助金の上限額は、1事業実施主体あたり140,000円とする。</p>

別表第2(第6条関係)

重要な変更	事業内容の変更	1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金額の増又は補助金額30%を超える減
-------	---------	---

様式第1号(第3条関係)

記号番号  
年月日

行方市長 宛て

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名  
連絡先

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、金 円の交付を申請します。

記

1 事業の概要

事業実施主体	氏名又は名称(代表者職氏名) 住所
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
栽培品目	
受益面積 (うち有機JAS認証面積)	( )
有機JAS認証 取得状況	<input type="checkbox"/> 有機JAS認証取得済み 認定機関名： 認定番号： 認証面積：( a)
	<input type="checkbox"/> 有機JAS認証 転換期間中 (認証取得予定期限： 年 月) 認定機関名： 認定番号： 認証面積：( a)
	<input type="checkbox"/> 有機JAS認証取得予定 認定機関名： (取得予定期限： 年 月／面積 a)

2 事業の目的

--

### 3 事業の内容

#### (1) 有機 JAS 講習会の受講

実施予定 年月日	講習会を開催する 認定機関名	受講者名	事業費 (円)

#### (2) 有機 JAS 認証検査

実施予定 年月日	検査を依頼する 認定機関名	検査を受ける ほ場面積(a)	検査を受ける 当該ほ場の栽培品目 (主要3品目)	事業費 (円)

### 4 経費の配分及び負担区分

事業の内容	総事業費	負担割合			備考
		県	補助事業者	事業実施主体 ・その他	
有機 JAS 講習会受講	円	円	円	円	
有機 JAS 認証費用	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

### 5 事業完了予定期間

年　　月　　日

### 6 添付書類

- (1) 事業実施計画の承認に係る通知の写し
- (2) 見積書
- (3) 有機 JAS 認定証の写し(取得済み面積がある場合は、当該面積を確認できること)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

7 振込先口座

振込先金融機関				支店名			
振 込 口 座	預金種別	1. 普通      2. 当座      3. その他( )					
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人氏名						

様式第2号(第4条関係)

記号番号  
年月日

殿

行方市長 印

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金交付決定通知書

年月日付けで申請のあった標記補助金について、令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が年月日付けで申請のあったものから変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金の額	金	円

2 交付決定の通知を受けた事業実施主体は、次の要項、要領等に従わなければならない。

- (1) 令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項
- (2) 行方市補助金等交付規則
- (3) 令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)

3 交付条件として、交付要綱第10条第1項に掲げる事項に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することがある。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額については、交付要綱に定めるところにより、その額が明らかになった場合には、当該金額を補助金額から減額して報告しなければならない。なお、交付要綱に規定する実績報告書兼請求書を提出した後において消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに報告するとともに、市長による返還命令を受けて、これを返還することとなる。

5 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。

様式第3号(第5条関係)

記号番号  
年月日

行方市長 宛て

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名  
連絡先

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金変更等承認申請書

年月日付け第 号で交付決定のあった令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金について、同事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり計画を変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 経費の配分及び負担区分

(変更前)

区分	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
		県 (A)	補助事業者 (B)	事業実施主 体・その他 (C)	
有機JAS講習会受講	円	円	円	円	
有機JAS認証費用					
合計					

(変更後)

区分	補助事業に要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
		県 (A)	補助事業者 (B)	事業実施主体・その他 (C)	
有機 JAS 講習会受講	円	円	円	円	
有機 JAS 認証費用					
合計					

(注)備考欄には、消費税入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかではない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 事業の完了予定年月日 年 月 日

(注)添付書類については、交付申請書に添付したものの中、変更があったものに限り添付すること(申請時以降変更のない場合は省略できる)。なお、ウェブサイトにおいて添付すべき書類の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

様式第4号(第5条関係)

記号番号  
年月日

殿

行方市長 印

令和7年度行方市オーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金変更承認通知書

年月日付けで申請のあった令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金に係る事業内容の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更承認(変更交付決定)する内容は、 年月日付けで申請のあった変更承認申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費 金 円  
(2) 補助金の額 金 円

3 補助金交付の条件等については上記のほか、 年月日付け第 号に記載のとおりとする。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

行方市長宛て

## 所 在 地

### 事業実施主体名

代表者職氏名

印

連絡先

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機 JAS 認証取得支援事業費補助金概算払請求書

年　月　日付け第　号をもって交付決定通知のあった標記補助金について、  
令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事  
業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり金　円を概算払によ  
って交付されたく請求します。

また、併せて、 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

## 1 概算払の理由

2 内訳

## 3 振込先口座

振込先金融機関			支店名				
振 込 口 座	預金種別	1. 普通	2. 当座	3. その他( )			
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人氏名						

様式第6号(第8条関係)

年　月　日

行方市長　　宛て

所　在　地

事業実施主体名

代表者職氏名

印

連　絡　先

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金実績報告書兼請求書

年　月　日付け第　　号をもって交付決定通知のあった令和7年度行方市いばらき  
オーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金について、下記の  
とおり実施したので、同事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係  
書類を添えて報告します。

また、併せて、精算額として令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業の  
うち有機JAS認証取得支援事業費　　補助金　　円の交付を請求します。

記

1 申請の概要

有機JAS認証の状況(a)			総事業費(円)	内訳(円)	
取得済み面積	転換期間中面積	取得予定面積		補助金	事業実施主体

2 事業完了予定期日

年　月　日

### 3 添付書類

- (1) 事業実施計画の承認に係る通知の写し
- (2) 請求書及び見積書の写し
- (3) 有機 JAS 認定証の写し(取得済み面積がある場合は、当該面積を確認できること)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### 4 振込先口座

振込先金融機関				支店名			
振 込 口 座	預金種別	1. 普通		2. 当座		3. その他( )	
	口座番号						
	フリガナ						
	名義人氏名						

様式第7号(第8条関係)

番 号  
年 月 日

行方市長 宛て

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者職氏名  
連 絡 先

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 番 号 により交付決定があった令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金について、同事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 番 号 による確定額)

2 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を交付金の額から減額する場合は(3)の資料を除き添付不要。) なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
  - (2) 消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
  - (4) 事業実施主体が消費税法(昭和63年法律第108号)第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分につ

いては省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 3 添付資料について、ウェブサイトにおいて添付すべき資料の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより、当該資料を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  
(2) 新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料  
(3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)  
(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料について、ウェブサイトにおいて添付すべき資料の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第8号(第9条関係)

記号番号  
年月日

殿

行方市長 印

令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち  
有機JAS認証取得支援事業費補助金確定通知書

年月日付で実績報告のあった令和7年度行方市いばらきオーガニックステップアップ事業のうち有機JAS認証取得支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円